

平成31年4月1日

## 主任技術者として配置できる実務経験者の取り扱いの見直しについて

平成31年4月1日以降に市が発注する建設工事について、下記のとおり取り扱いを変更します。

### 記

#### ○見直しの内容

1. 市の技術職員名簿を廃止
2. 技術者の更新に伴う市への技術職員名簿の提出が不要になります。
3. 実務経験者を主任技術者として配置する場合には、事後審査書類に実務経験証明書等（※）の提出が必要になります。

（※）実務経験証明書等とは、建設業許可申請様式「様式第九号」の写し、または市指定様式「実務経験証明書」及び「学歴証明書」、もしくは該当する業種にかかる資格の記載がある総合評定値請求書の技術職員名簿（別紙二）の写し

改正後	現行
全文削除	<p>【事後審査型条件付き一般競争入札施行要領】</p> <p>22 実務経験者の取扱</p> <p>（1）主任技術者として配置できる実務経験者は、原則として、本市の技術職員名簿（経営事項審査申請時に提出した技術職員名簿）に記載のある者に限るものとする。</p> <p>（2）中途採用等により技術職員名簿に記載のない実務経験者については、雇用証明書（市様式第25号）に「公共機関の発行する雇用の確認ができる証明書」を添付のうえ、参加申請書提出前に手続きをし、本誌の技術職員名簿に掲載された時点で実務経験者としてみなす。</p> <p>【下野市建設工事総合評価落札方式入札施行要領】</p> <p>25 実務経験者の取扱</p> <p>（1）主任技術者として配置できる実務経験者は、原則として、本誌の技術職員名簿（経営事項審査申請時に提出した技術職員名簿）に記載のある者に限るものとする。</p> <p>（2）中途採用等により技術職員名簿に記載のない実務経験者については、雇用証明書（市様式第25号）に「公共機関の発行する雇用の確認ができる証明書」を添付のうえ、参加申請書提出前に手続きをし、本誌の技術職員名簿に掲載された時点で実務経験者としてみなす。</p>

※実務経験により技術者の資格を得る要件は、建設業法及び建設業の許可基準に準じますので、法令等をご確認いただき配置技術者に誤りがないようご注意ください。